

長建協発第80号
平成22年6月2日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

農地法改正に伴う農地の違反転用防止対策の強化について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、長崎県では、平成21年12月15日施行の農地法の改正により違反転用の罰則を強化するとともに、違反転用に係る現状回復について行政代執行制度を整備したことに伴い、農地転用規制の厳格化を図ることとなりました。

つきましては、別添のとおり長崎県農林部農地利活用推進室長より農地法改正の遵守について通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。